

第6章 景観まちづくりの推進

1. 連携と協働による景観まちづくり
2. 景観まちづくりの推進に向けた施策

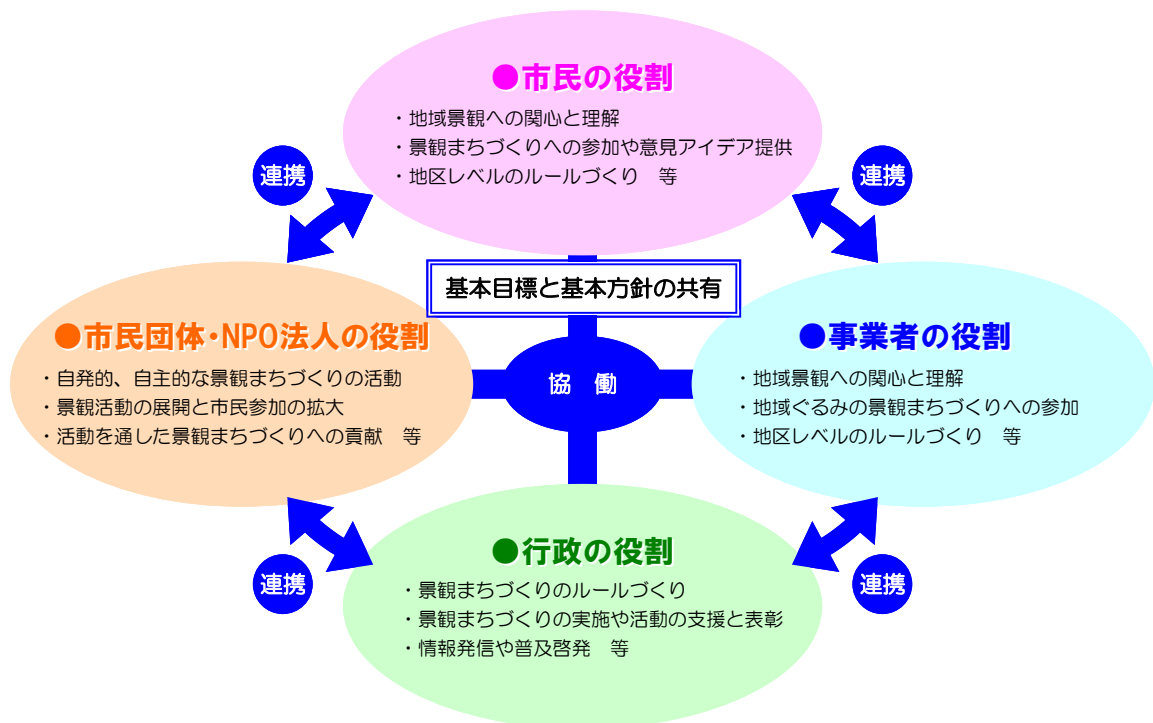
1. 連携と協働による景観まちづくり

本計画で掲げた景観まちづくりの基本目標と基本方針、景観施策を次のような考え方に基づいて推進します。

市民、事業者、市民団体・NPO法人、行政等
多様な人々との連携と協働による景観まちづくりの推進

本市の良好な景観を形成していくためには、多くの人々の理解と協力がなければ実現しません。一人ひとりが本市の共有の財産である景観の価値を認識し、計画に掲げた基本目標と基本方針を共有した上で、それぞれがお互いの役割を認め合い、できるところから一步一步着実に進めていくことが必要です。

美しい自然と歴史の中で培われてきた本市の特色のある景観を守り、より美しく活き活きとしたものに育てていくため、連携と協働による景観まちづくりを推進します。



連携と協働による景観まちづくりのイメージ図

■市民、事業者、市民団体・NPO法人、行政等の役割

● 市民の役割

市民は、自らが生活・活動するまちを心地よいところとしていくために、景観への関心と理解を持ち、地域のまちづくり活動へ参加し、景観に配慮した住まいづくりや暮らしの中で景観づくりを進めます。市民一人ひとりが自らできることを積極的に取り組みます。

● 事業者の役割

商業、工業、建設業、土木業などの事業者は、事業活動などを通じて産業や経済活動の発展に貢献するとともに、店舗や工場、事務所、屋外広告物などは周辺の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、地域のまちづくり活動へ参加し、景観への関心と理解を持ち、良好な景観づくりを進めます。

● 市民団体・NPO法人の役割

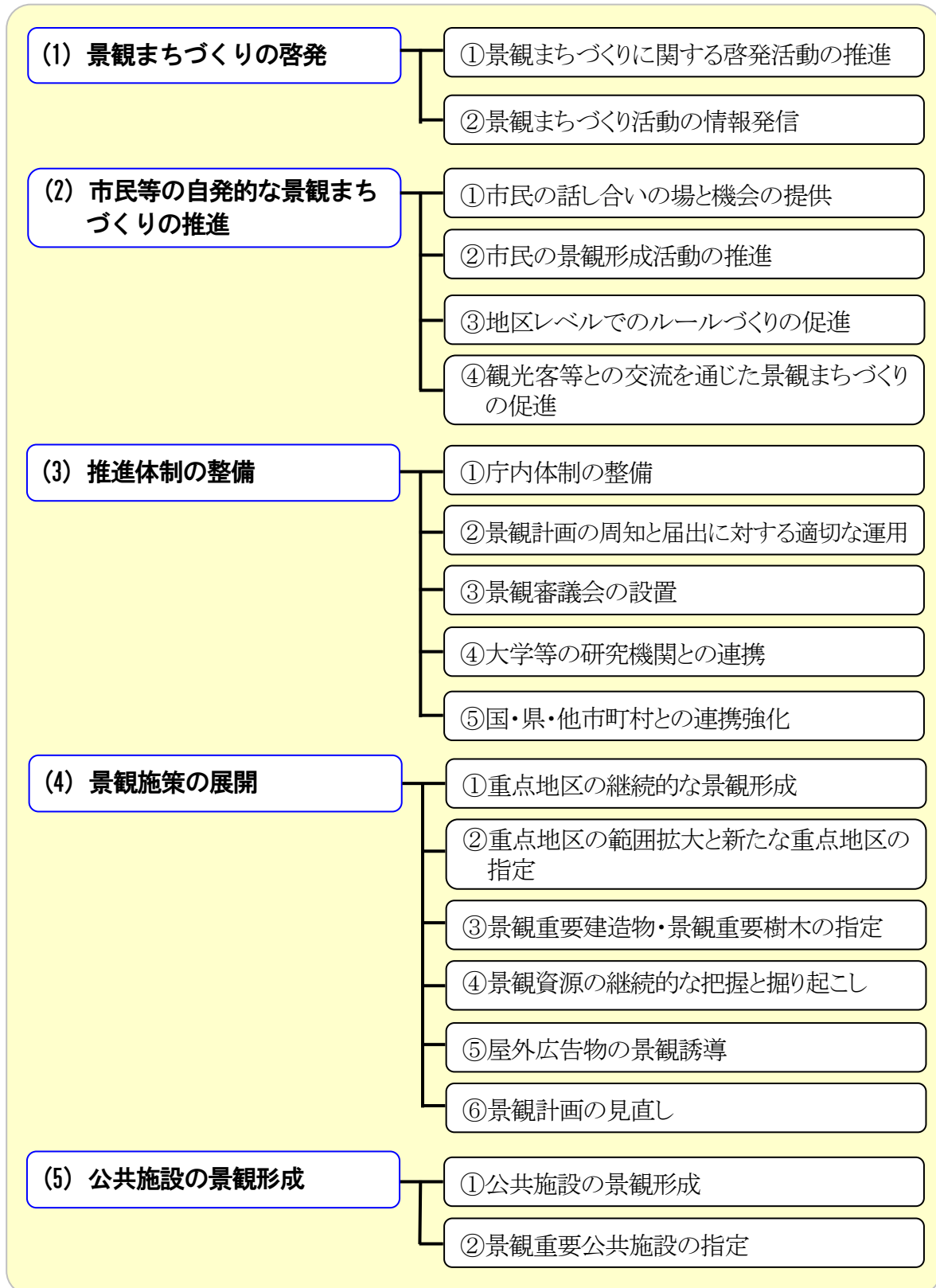
市民団体(各地域のまちづくり協議会、ボランティア団体など)、町内会、まちづくりを担うNPO法人は、自発的、自主的な活動を通じて、景観まちづくりの担い手として、まちづくり活動の展開と市民への働きかけを通じて、良好な景観づくりに積極的に取り組みます。

● 行政の役割

行政は、良好な景観形成の取り組みを推進し、景観形成をリードする公共施設の整備や維持管理を行うとともに、市民、事業者、市民団体、NPO法人との連携と協働を積極的に進めます。また、景観に関する情報発信や普及啓発活動などを通じて、景観まちづくり活動への支援、話し合いの場の創出などに取り組みます。

2. 景観まちづくりの推進に向けた施策

景観まちづくりの推進に向け、次のような施策を行います。



(1) 景観まちづくりの啓発

① 景観まちづくりに関する啓発活動の推進

本市では、これまで景観に関する景観ワークショップや四季の景観写真コンテストなどを行い、景観まちづくりの啓発活動を進めてきました。今後も、継続して景観まちづくりに関する意識啓発を進めます。

② 景観まちづくり活動の情報発信

市民、事業者、市民団体・NPO法人、行政等による景観まちづくりの推進に向けて、景観まちづくり活動の紹介、他の景観行政団体での取り組みを市民が気軽に情報を入手できるよう市ホームページや広報誌などによる情報提供を行います。

また、観光客についても、市ホームページや観光協会ホームページ、観光パンフレット、観光ボランティアガイドなどを通じて、本市の景観まちづくりに関する情報の提供を行います。

(2) 市民などの自発的な景観まちづくりの推進

① 市民の話し合いの場と機会の提供

本計画の作成にあたっては、市民参加の景観ワークショップを開催し、景観の良いところ、悪いところから景観上の問題点を捉え、地域のめざす景観の方向性と取り組みについて活発な意見交換を行いました。また、市民に対する景観アンケート調査では、景観づくりは重要とする回答が約80%を占め、市民が景観へ高い関心を持っていることがうかがえました。

景観まちづくりを推進するため、さらに幅広い年齢層の参加や地区単位や学校単位での開催方法の検討を含め、市民の話し合いの場や機会の提供に努めます。



景観ワークショップ



景観ワークショップ

② 市民の景観形成活動の推進

本市では、市民が主体となった清掃活動や花いっぱい運動、休耕地での菜の花やひまわりの栽培、町並み保存活動など様々な取り組みが行われています。

こうした市民の景観形成活動の小さな芽を伸ばし、活動の輪を広げていくため、次のような取り組みを進めます。

・市民一人ひとりの身近な景観形成活動の促進

生け垣や庭先の緑化、花植え、道路や水路の清掃・美化活動、草刈り、地域の町並み景観のルールづくりなど、市民一人ひとりの身近な景観形成活動の支援に努めます。

・景観形成活動の育成と支援

市内の景観形成活動を把握するとともに、市民の多様な景観形成活動の育成と支援に努めます。

③ 地区レベルでのルールづくりの促進

良好な市街地景観を維持していくためには、自治区単位(地区レベル)での建物の用途や建て方、緑化についてのルールづくりが必要です。

また、商店街の魅力を高めるためには、建物や看板のデザイン、色彩について一定のルールづくりが望まれます。

地区レベルでの良好な景観まちづくりへの市民発意、取り組みを支援し、地区計画や景観協定、建築協定、緑地協定などの活用による地域特性に応じたルールづくりの促進に努めます。

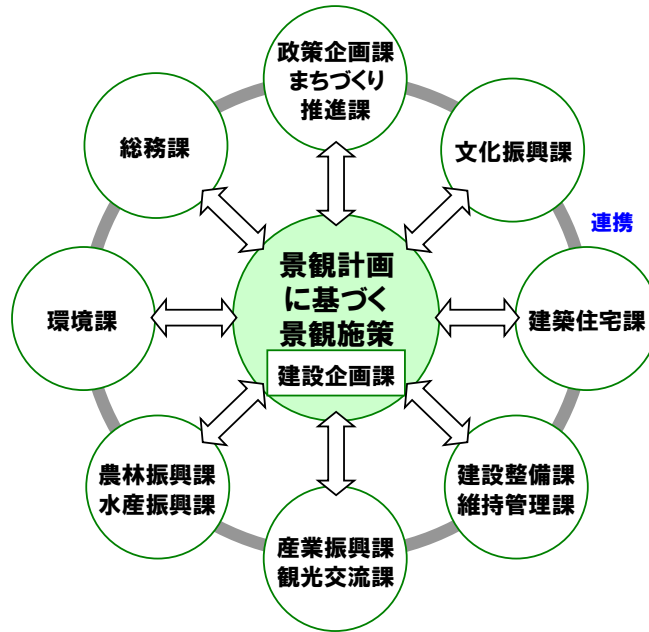
④ 観光客などとの交流を通じた景観まちづくりの促進

農業体験、創作体験、環境学習、グリーンツーリズム、エコツーリズムなどの農村交流の促進を図るとともに、観光客などが地域の景観形成活動へ参加・協力する活動を推進します。

(3) 推進体制の整備

① 庁内体制の整備

建設企画課を主管として、市民、事業者、市民団体・NPO法人への景観に対する相談や窓口機能の充実を図ります。また、景観行政に関する連絡、協議、調整を行う場として、関係各課で構成される横断的な協議組織の設置を検討します。



庁内体制図

② 景観計画の周知と届出に対する適切な運用

広報紙や市ホームページなどを活用して景観計画の周知を図ります。普通地区、重点地区それぞれの届出基準により届出された物件は、「景観形成基準」に基づき明確な審査・指導を行い、景観計画の適切な運用を通じて良好な景観形成を推進します。

③ 景観審議会の設置

景観の専門家や関係機関、市民などから構成する景観審議会を設置します。この審議会では、景観法に基づく届出の審査をはじめ、重点地区の設定、景観重要建造物や景観重要樹木の指定、景観計画の見直しなどの重要事項について審議を行います。

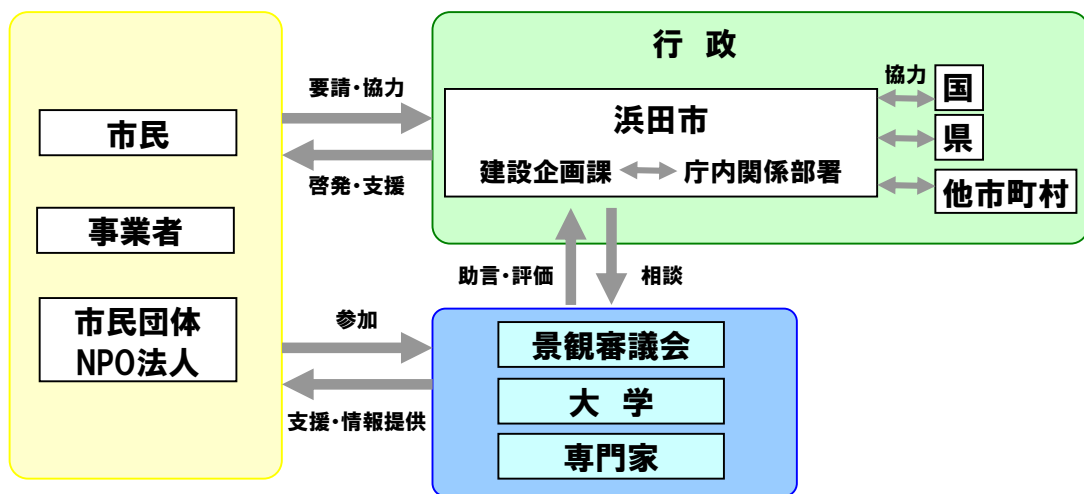
④ 大学などの研究機関との連携

島根大学、島根県立大学などの教育研究機関と連携し、耕作放棄地や空き家・空き店舗の活用、歴史的な町並み保存・活用の調査研究を通じて、研究的な視点、若者の視点、研究者や学生と住民との交流の視点など、様々な視点から景観まちづくりに取り組みます。

⑤ 国・県・他市町村との連携強化

国や県、他市町村との景観施策の連携を図り、公共施設の整備や管理、各種事業の実施、先進的な取り組みなどの景観形成に関する情報収集などに取り組みます。

また、景観に関する国や県の補助制度の活用を検討し、本市の景観形成に効果的な施策の推進を図ります。



景観まちづくり推進体制図

(4) 景観施策の展開

① 重点地区候補の継続的な景観形成

景観計画にて位置づけた重点地区候補の継続的な景観形成を図ります。

また、景観法に定められた「景観地区」「準景観地区」への発展的展開を検討していきます。

② 重点地区の範囲拡大と新たな重点地区の指定

今後、良好な景観形成をより一層進めていくために、地域住民との協議を重ね、合意形成を図りながら順次、新たな重点地区の指定や範囲の拡大を検討します。

③ 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

景観重要建造物・景観重要樹木の指定を推進し、適切な維持管理により、地域の良好な景観形成を図ります。

④ 景観資源の継続的な把握と掘り起こし

本市の優れた景観について、市民公募による「浜田市景観百選」の選定や「浜田フォトコンテスト」の開催などを通じて、景観資源の継続的な把握と掘り起こしに努めます。

⑤ 屋外広告物の景観誘導

屋外広告物は多様な情報を提供するだけでなく、地域のにぎわいや活気を演出するなど、景観形成上において重要な要素となっています。

一方で、屋外広告物の乱立や無秩序な掲出は周辺の良い景観を阻害する要因にもなります。

本市の良好な商業地景観の創出、自然景観、歴史・文化景観との調和を図るため、島根県屋外広告物条例に従い、屋外広告物の表示方法などを適正に規制・誘導します。

⑥ 景観計画の見直し

上位計画などの変更や重点地区の指定などにより必要に応じて景観計画の見直しを行います。景観計画の見直しにあたっては、景観審議会に諮ることとします。

(5) 公共施設の景観形成

① 公共施設の景観形成

公共施設の整備にあたっては、国土交通省景観形成ガイドライン及び島根県公共事業等景観形成基準により整備を行うことを基本とし、質の高い公共施設の景観形成をめざします。

② 景観重要公共施設の指定

河川や道路、公園などの景観上重要な公共施設は、国、県などの管理者と協議を行い景観重要公共施設の指定を進め、周辺景観と調和した魅力的な公共施設の景観形成を図ります。